

令和5年11月 日

和歌山県知事 岸本 周平殿

最愛の娘を児童相談所から取り戻すための嘆願書

嘆願者 氏名 矢野 好生 外4名
住所 〒640-8341
和歌山県和歌山市黒田262-30

一 嘆願要旨

私たちの娘が和歌山県児童相談所に連れて行かれて約5か月が経過しています。一時保護の延長が繰り返された今、和歌山県児童相談所は私たちの家庭が安全な子育て環境にないと判断し、娘を里親委託または施設に入所させる事を検討しているそうです。もちろん私たち家族だけでなく保護されている娘もこの強行に反対、反論していますが児童相談所は私たち家族はおろか娘の意見を聞くこともなく決定事項としております。そのような国家権力の横暴な使い方を阻止するために私たち家族は私たちの意に賛同してくれる皆さま方の署名を集めた本嘆願書を提出いたします。事と次第の説明は以下の通りになります。少々長いですが一読ください。

<前回の一時保護の経緯>

始まりは2021年1月から2021年の3月まで一度妻と子ども達が児童相談所に保護された事案がありました。この時、私と妻が子どもの前で夫婦喧嘩をした事が子ども達への精神的虐待として扱われ、私以外の家族が避難し、その後、子ども達を一時保護とされました。妻からは面談時、子ども達が通う宮北小学校の当時の校長が児童相談所職員に率先して保護を進めて妻の意見を度外視して事を進めたと聞いております。子ども達も自分達の意見をうまく伝える事ができず「ちょっと一緒にいこうか」と言われて付き合ったら帰らせてもらえなくなったと聞いております。私は妻と合流し、子ども達の目の前で喧嘩した事の事実は受け入れしましたがそれ以外に伝えられた「私の支配が強い家庭」という判断には異議を示していました。児童相談所職員と何度も面談を繰り返し、2021年2月に子ども達3人と面談する事ができました。子ども達は私に会えたことにとっても喜んでくれました。

子ども達との再会の会話の中で次男がおもらしをした時に長男と長女が児童相談所職員を呼び出しても応答はなくドアを叩いたり蹴ったりしても気付いてもらえなかったのでトイレトペーパーでふんどしを作って裸の次男を二人で温めて一緒に寝てあげた事があると聞きました。

私は児童相談所職員に「これは虐待ではないですか？」と問い合わせたところ一度事実確認もしたいので持ち帰らせてほしいと申し入れがあったので受け入れました。

数日後の面談で児童相談所職員から上記の事実確認ができた事、併せて勉強に集中しない次男に対して児童相談所職員が怒鳴り泣かせた事も次男に対して虐待にあたる行為であったと謝罪がありました。

私は児童相談所内で起こった虐待について謝罪だけで済ますのは納得がいかないと申し入れましたが度外視、面談を繰り返す中で虐待ではなかったような表現を仄めかすようになってきたため、言い争ってきました。

しかし、面談にも応じ続け、一時保護の期間を終えた事もあり児童相談所は児童福祉指導として子ども達を妻の実家に帰宅させる事となりました。

以降の面談時、児童相談所職員から伝えられた子ども達を家庭に戻すまでのプランに反対して次の日に子ども達と会った時に子ども達が全員「帰りたい」と言った時は連れて帰りますと伝えました。

何度も面談にも応じていましたが、次男に行った虐待を度外視する事で私たち家族と児童相談所との信頼関係は破綻しており、何よりも子どもの意志を尊重しないような子ども達の帰宅プランに納得がいかなかったため、児童相談所職員の提案には応じないとしました。

しかし一つだけ約束しました。それは「子ども達を連れて帰る時は必ず児童相談所に連絡を入れます」という事です。

次の日の子ども達とお出掛け後、子ども達全員が「帰りたい」と言ってくれたので子ども達の目の前で児童相談所に連絡を入れました。

その後、約一か月、児童相談所からは一度も連絡が帰ってきませんでした。

4月の後半になり、児童相談所が妻の実家に訪問した際、子ども達が自宅に帰宅している事に驚き連絡がきました。

逆に私の方が放置されてどのような状況なのか教えてくださいと伝えました。

5月の中旬に児童相談所内の連絡不備であったと連絡がありました。

一步間違えていれば子どもの命に関わる内容であるのに矮小化し、児童相談所所長からはそれはさておき今後も面談を繰り返していきましょうと申し出がありました。断りました。

ただ、児童相談所が行った次男への虐待、伝達不備についての改善策の提示とホームページやニュースで公表して頂ければ今後の面談に応じますと回答しました。

それ以降は何をされるでもなく一年が経ち、児童福祉指導の措置解除通知書が届きまし

た。

それに対して違和感を抱き連絡をしましたが児童相談所職員からは意義があれば子どもみらい課に申し入れしてくださいの一片張りでした。

そのため子どもみらい課に申し入れたところ児童相談所と話し合ってくださいとの回答がきました。

話にならないため、県会議員の岩井氏に相談したところ、取り合っていただき、子どもみらい課に話を聞いてもらう事ができました。

しかし、その後、児童相談所、子どもみらい課からの返答は一切ありませんでした。

ここまでの経緯で私たち家族と児童相談所との信頼関係は破綻しており、児童相談所からは私が「危険であり強固な人間」とされているようです。

<今回の一時保護の経緯>

それから何事もなく過ごしていましたが娘が私との話を先生に話していたらしいです。

令和5年6月7日、子ども達3人が学校の通報で児童相談所職員に面談され娘を保護しましたと連絡がきました。

その後、児童相談所職員との面談時、私たちが娘と会わせてほしい、会う権利を主張したところ児童相談所は数分後には通信面会制限を発行し、私は娘への性的虐待、妻はネグレクトという事で一時保護を執行したと通達されました。

緊急度AAの内容は資料①「児童相談所が行ったアセスメントシート」にも書いている通り、私が娘と性交、性的行為を強要したとされています。

私と娘は普段から仲が良く、抱き着かれたり抱き着いたり、一緒にお昼寝する等は日常茶飯事でした。時にはまじめに、時にはふざけ合ったりもしていて本当に仲いい親子です。

そのような娘とのスキンシップはありましたが性的虐待とは認めるに至りません。

また、そのような内容ではなく性交、性的行為の強要とアセスメントし一時保護を行っております。

そして、連れて行った同日6月7日に、性行為はなかったと資料②「児童相談所に行った開示請求の一部」には記載されていますので調査不足や以前の保護での私に対する思い込みで一時保護を強行した事は明らかです。

それに対して今回私は弁護士をつけて事を進めておりました。

併せて児童相談所は私たち親だけでなく長男、次男、両祖父母、友人、知人、弁護士にも娘を会わせない、会わせる理由がないとして面会を断り続けました。

面談時は娘の少しの体調や情報しか教えてもらえず、一時保護や面接制限の異議申し立てでは家庭調査も行うこともなく私の「妻へのモラハラ」や「私の支配」という虚偽の報告を作り出し一時保護の延長も許可され4カ月が経過しました。

そして娘を孤立させ追い込む事で不安を煽り、精神的に追い詰めたようです。

そのため、娘を精神的に落ち着かせるため妻が娘と面談できるようになりました。

初めの面談時に娘は「私もうすぐ殺される」と漏らしたそうです。

その事を児童相談所職員が持ち帰り後日面談がありました。

受けた説明は同じ保護下にある小さい子ども達の面倒を見ている時に「アンパンチと殴られたりする」と聞かされました。また「柔らかい壁を殴って我々を呼び出す」等の行為も見受けられると聞きました。

そして一時保護も長く続いており今のままでは危ないと判断した児童相談所は妻の実家に一時保護として娘を預けるので資料③「確認書」に署名するようにと申し入れがありました。

児童相談所内にいるよりはと私たちは確認書には署名しました。

そして最近の妻との面談時、妻の実家で暮らしている娘は落ち着きと少しの安心を取り戻し精神的に落ち着いたのか色々と話してくれるようになったようです。

まずは「私と会いたい」「長男、次男と会いたい」「帰りたい」はずごく主張しているようです。

また、私たちが起こしている裁判に対して「自分も証言したい」と言っているそうです。それ以外にも児童相談所職員が私たちに伝えた娘の情報が虚偽である事も判明しました。

まずは児童相談所の報告にあったアンパンチ、柔らかい壁を殴った等ではなく、小さい子ども達には本の角で殴られたりしている事、それを我慢してあげるようにと指示された事。

また、柔らかい壁ではなく普通の壁を殴って出血した事。

まず、児童相談所で保護されている子どもの中には人的暴力で苦しんでいる方もいるはずなので子どもの起こした行為とはいえ「アンパンチ」は立派な暴力であり児童相談所であった以上、やられた側に我慢させるものではありません。

それ以上に本の角で殴られたという事であれば立派な暴力行為です。

また、当たり前ですが「柔らかい壁」なんて存在しません。

これらは明らかに矮小化、隠蔽であると考えております。

そして、この娘の「帰りたい」等の要望には度外視、娘の意見は関係なく児童相談所が判断した家庭環境が子どもにとって安全でないとして、私と児童相談所では話が平行線になるので裁判が全てですと妻には伝えているそうです。

もちろん、妻と子ども達、兄弟や親、私の家庭を知っている友人や知人も家庭が安全であると判断してくれています。

そうでないと子どもが必要以上に「帰りたい」と声をあげるはずがありません。

今の和歌山県児童相談所が行っている行為は明らかに子どもの気持ちや思いに向き合っておらず、ただただ国家権力を横暴に振りかざす組織であると感じました。

裁判を起こしている私が性的虐待、妻のネグレクトを認めない事で私の勝手な人間像を作り出し、危険な家庭環境として決めつけて児童相談所は妻の両親を里親として子育てを委

託するか施設に入所させるかのどちらかで進めて裁判で決着をつけましょうとの態度を強調してきております。

子どもの発言等はどうでもいいようです。

子どもを守る児童相談所がこのような組織であってはいけません。

どうか私たち家族の願いと娘の願いを聞き入れ、子ども達を守ってください。

添付資料

資料①「児童相談所が行ったアセスメントシート」

資料②「児童相談所に行った開示請求の一部」

資料③「家は安全の主張と一時保護時のやりとり」

資料④「確認書」

資料⑤「家族が良好関係である証拠」

資料⑥「子ども達と児童相談所の信頼関係を示すアンケート」

資料⑦「娘が妻の実家で書いた手紙、私が書いた手紙」

二 嘆願事項

1. 和歌山県児童相談所所長と同じ権限を持つ岸本知事が嘆願者である私たち家族、一時保護中の娘と面談や家庭調査に応じて頂き、私たち家族に出した子どもの一時保護と通信面会制限、その後の対応についての正統性を判断し、行動していただきたい
2. 和歌山県児童相談所が出した一時保護と通信面会制限の撤回
3. 和歌山県児童相談所兼子どもみらい課からの謝罪と世間への公開